

第5編 給与(管理職手当支給規則)

第3章 諸手当

○管理職手当支給規則

(昭和48年6月22日規則第1号)
改正 昭和63年7月12日規則第4号 平成18年3月31日規則第1号
平成31年2月14日規則第3号

大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号)第13条の2第2項に定める管理職手当の額は、給料月額 100 分の 15 以内とし、その額については組合長の定める額とする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月12日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月14日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。